

青森県報

第二千二百二十一号

平成十五年
九月三日
(水曜日)

告 示

青森県告示第五百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、大畑町長から大畑町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を大畑町大字大畑字水木沢に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡大畑町大字大畑字上野九六の七、九六の一四三から九六の一五一まで、九六の二五五、一一七から一九九まで、一四六から一四八まで、同所字水木沢三三の一〇、三三の三一から三三の三六まで、三三の五七、四一四及びこれらの区域に介在する水路である公有地の地先公有水面埋立地四二、六四三・〇六平方メートル

青森県告示第五百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、八戸市長から八戸市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十五年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年九月三日

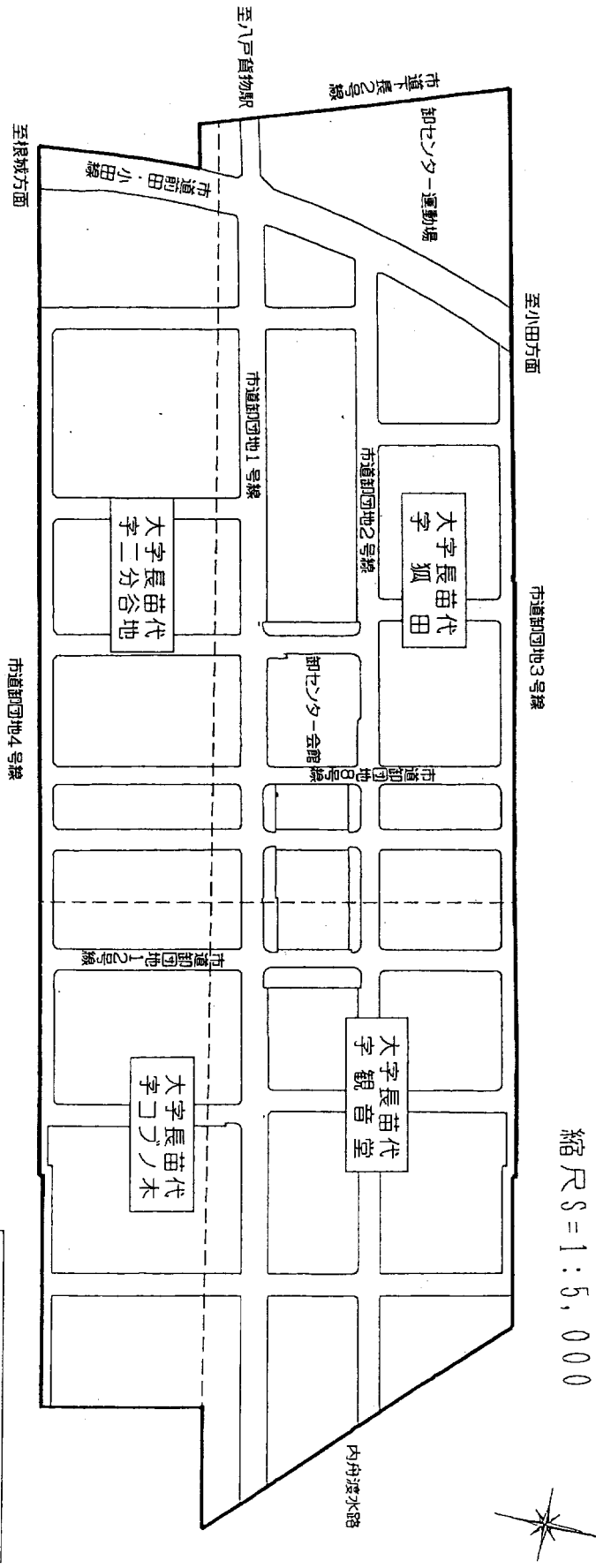
青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

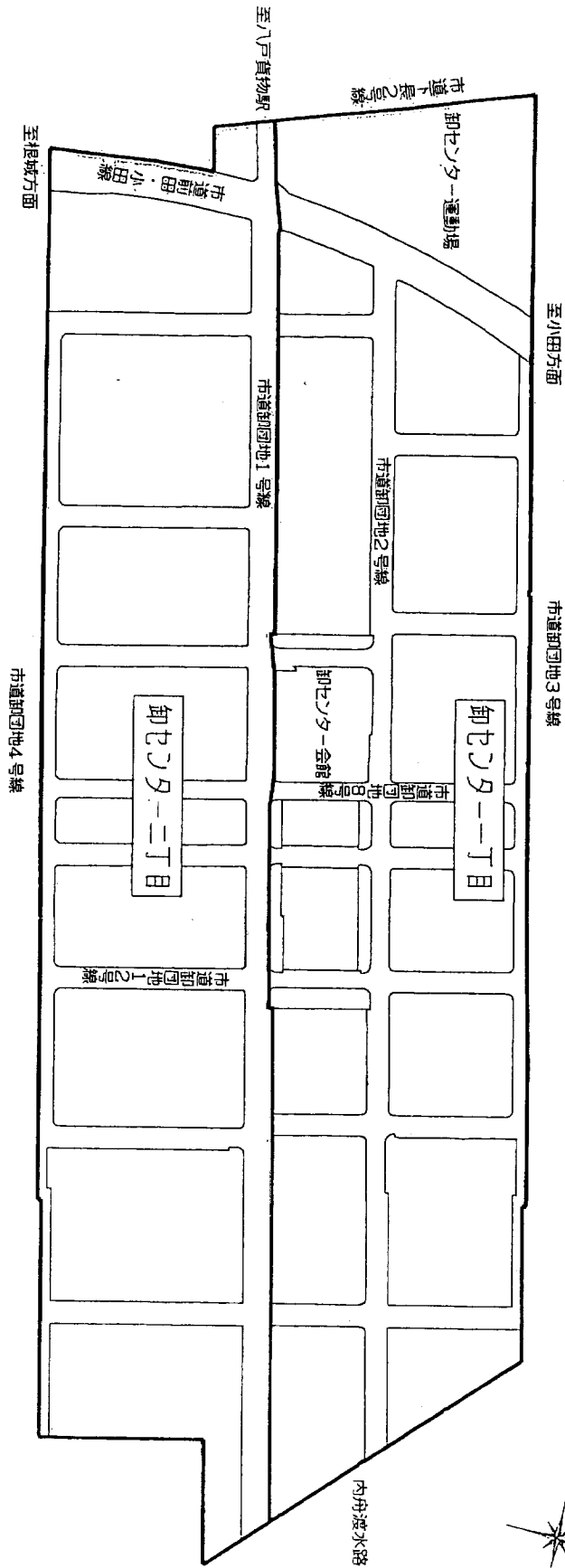
新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……	(市) 振 興 町 課 村 ……
字の区域及び名称の変更……	() 同 ……
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……	(団 体 経 営 改 善 課 ……
家畜伝染病の発生……	(畜 産 課 ……
道路の区域の変更……	(道 路 課 ……
道路の供用の開始……	() 同 ……
過疎地域自立促進特別措置法による町道に関する工事の完了……	() 同 ……
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……	(経 理 課 ……
公 告	() ……
土地改良区の定款変更の認可……	(農 村 整 備 課 ……
砂利採取業務主任者試験の施行……	(河 川 砂 防 課 ……
出先機関	() ……
土地改良区の役員の退任……	(中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所 ……
道路の位置の指定……	(五 川 整 備 事 務 所 ……
右 同 ……	(十 和 田 県 土 整 備 事 務 所 ……

別図一



凡 例	
-----	現 字 界
市道千蔵公園線 大字長苗代堂	現 字 名

別図二



縮尺 S = 1 : 5, 000



凡	例
——	新 町 界
□	卸センター丁目

青森県告示第五百六十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表尻汚区域の項を次のように改める。

尻汚区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
	2 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業以外の漁業
	3 さけ・ます定置漁業

三の表尻汚区域の項を削除する。

青森県告示第五百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により

家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

ヨ―ネ病	牛	患畜	四	西津軽郡車力村	平成 二五・八・一六
家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の別	頭数	発生場所又は区域	発月日 生

青森県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十月二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			中津軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の七から 中津軽郡西目屋村大字村市字村元四三の四まで	前 二八・〇〇メートルから 後 二二・〇〇メートルまで	三八一・〇〇メートル		
			中津軽郡西目屋村大字村市字村元四三の四から 中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七一の二まで	前 二八・〇〇メートルから 後 二二・〇〇メートルまで	三八一・〇〇メートル		
			中津軽郡西目屋村大字村市字村元四三の四から 中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七一の二まで	前 二七・〇〇メートルから 後 二二・〇〇メートルまで	三五八・〇〇メートル		
			中津軽郡西目屋村大字村市字村元四三の四から 中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七一の二まで	前 二八・〇〇メートルから 後 二二・〇〇メートルまで	三六一・〇〇メートル		

3				2				1									
国 道				県 道				県 道									
三三三九号				相馬常盤野線				岩崎西目屋弘前線									
北津軽郡小泊村字中小泊山国有林六二八林班イ小班から		北津軽郡小泊村字中小泊山国有林六二六林班イ小班まで		中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一五五の一まで		中津軽郡西目屋村大字田代字神田一六六の二から		中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一五四の一まで		中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平七五の二から		中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平七五の二まで		中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七四から		中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七四まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
六四・〇〇メートルから	五七・四〇メートルまで	五一・八〇メートルから	四二・〇〇メートルまで	一八・四〇メートルから	一〇・九〇メートルまで	三〇・五〇メートルから	八・六〇メートルまで	八・六〇メートルから	六・三〇メートルまで	四・五〇メートルから	四・五〇メートルまで	七・五〇メートルから	二・七〇メートルまで	六・八〇メートルから	一・七〇メートルまで	二・七〇メートルから	二・七〇メートルまで
一七八・〇〇メートル	一七八・〇〇メートル	二五六・〇〇メートル	二五六・〇〇メートル	五一・〇〇メートル	五一・〇〇メートル	九四九・二〇メートル	四六九・〇〇メートル	四六九・〇〇メートル	八〇一・二〇メートル	八七八・〇〇メートル	八七八・〇〇メートル	六九五・七〇メートル	七二三・〇〇メートル	七八八・四〇メートル	九九〇・〇〇メートル	九九〇・〇〇メートル	九九〇・〇〇メートル

4	県道	屏風山内真部線	北津軽郡金木町大字喜良市字小田川山国有林三六林班い小 班から 北津軽郡金木町大字喜良市字小田川山国有林三六林班ろ ¹ 小班まで	前 一五・三八〇メートルから 一四〇・〇〇メートル	後 一〇一・四〇メートルから 四〇・七〇メートルまで	二四〇・〇〇メートル 二四〇・〇〇メートル
---	----	---------	---	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------

青森県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十月二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 七戸十和田湖線	十和田市大字深持字山ノ下一四六の一から 十和田市大字深持字柏木二五〇の一まで	平成一五・九・二〇

青森県告示第五百七十三号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の町道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
赤石溪流線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字吉川 七の五から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町字湯涌 淵三三まで	改築（道路改良）	平成一五・八・七

青森県告示第五百七十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十五年九月八日から施行する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「あおもり信用金庫大野支店」を
「あおもり信用金庫大野支店」を
「あおもり信用金庫金沢支店」を
「あおもり信用金庫大野支店」に改める。

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原北部土地改良区の定款の変更を平成十五年八月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

砂利採取業務主任者試験の施行

平成十五年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成十五年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十五年十一月七日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなろ」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成十五年十月七日から同月二十四日まで（郵送の場合は同月二十四日付け消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

後日、受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年九月三日

中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所 長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	野呂 保文	南津軽郡浪岡町大字浪岡字若松三七の三	平成二五・八・一九

五所川原県土整備事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、五所川原県土整備事務所及び鶴田町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月三日

五所川原県土整備事務所長 須 藤 利 雄

北津軽郡鶴田町大字鶴田 字南田一五一の四	位 置	九〇・六一メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一五・八・二〇	指定年月日
-------------------------	-----	-----------	-----	----------	-----	---------------	-------

十和田県土整備事務所告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月三日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

十和田市大字相坂字白上 二四八の四六	位 置	一一四・一六メートル	延 長	六・〇〇メートル	幅 員	平成 一五・八・二〇	指定年月日
-----------------------	-----	------------	-----	----------	-----	---------------	-------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭